第7号様式の1（第9条関係）

（表）

住民票の写しの交付請求書・戸籍証明書等交付請求書・印鑑登録証明書交付申請書

※※請求の受付に当たっては、運転免許証等にて本人確認をさせていただきます※※

武蔵村山市長 殿　　年　　月　　日

①窓口にきたかた

住 所	電話番号　（　　）	
ふりがな		生 年 月 日
氏 名 （生年月日）		明・大・昭・平・令・西暦 年　月　日
請求者との関係	□ 本人　□ 代理人　□ 法人の社員等　□ その他（　　）	
使用目的 **※必須**		

②（請求者）使うかた

□ ①窓口にきたかたと同じ（下記の欄の記入は不要です。）

住 所 （所在地）	電話番号　（　　）	
ふりがな		生 年 月 日
氏 名 （法人名・代表者名）		明・大・昭・平・令・西暦 年　月　日

□住民票の写し

必要なかたの住所	□ ②使うかたと同じ 武蔵村山市		
必要なかたの氏名 （生年月日）	□ ②使うかたと同じ		明・大・昭・平・令・西暦 年　月　日
住民票	世帯全員	通	下記の項目についての記載が必要であれば、☑してください。 □続柄（世帯主表示を含む。）　□本籍（日本人のかたのみ） □その他〔　　〕　□備考欄〔　　〕 □個人番号　□住民票コード ※住民票コード及び個人番号は同世帯以外の代理人による請求の場合は、本人宛の郵送にてお渡しします。 ※外国人のかたの記載項目については、裏面をご覧ください。
	世帯の一部	通	
住民票 記載事項証明	世帯全員	通	
	世帯の一部	通	
除票（除かれた住民票）		通	
改製原住民票		通	
不在住証明		通	

□戸籍証明書等

本 籍	武蔵村山市		
筆頭者 （生年月日）	明・大・昭・平・令・西暦 年　月　日	※特に証明が必要な内容がある場合は、こちらに記入してください。	
必要なかたの氏名 （生年月日）	明・大・昭・平・令・西暦 年　月　日		
戸籍全部事項証明/謄本	通	戸籍個人事項証明/抄本	通
除籍全部事項証明/謄本	通	除籍個人事項証明/抄本	通
改製原戸籍/謄本	通	改製原戸籍/抄本	通
身分証明書	通	戸籍の附票（ 一部 ・ 全部 ） □在外選挙登録地　□本籍・筆頭者	通
□ 行政証明	通	□ 戸籍電子証明書提供用識別符号	通
□ 不在籍証明	通	□ 除籍電子証明書提供用識別符号	通
□ 受理証明（普通紙・上質紙） □ 届書記載事項証明書 □ 届書等情報内容証明書	届出の種類⇒婚姻・離婚・出生・死亡・その他（　　） 届出日⇒		通

□印鑑登録証明書

登録番号	第□□□－□□□□号　□ カード確認 ※必ず印鑑登録証（カード）を添えて申請してください。	通
必要なかたの住所	□ ②使うかたと同じ 武蔵村山市	
必要なかたの氏名 （生年月日）	□ ②使うかたと同じ　明・大・昭・平・令・西暦 年　月　日	

[事務処理欄]

① 個力・運・パ・身・住力・在力・永証・他（　　）
② 健・後・年・介・キャ・クレ・診・他（　　）　③聴聞

受付	発行	レジ	委任状あり
			身分証確認済

（日本産業規格A列4番）

（裏）

請求にあたっての注意事項

1　請求の理由の記載について
（1）　権利・義務の履行のために請求する場合
　　権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために証明書を必要とする理由を記載してください。
（2）　国または地方公共団体の機関に提供する場合
　　戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。
（3）　その他の理由で請求する場合
　　証明書の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。

2　資料の提供について
　請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。

3　戸籍の全部事項証明（戸籍謄本）と個人事項証明（戸籍抄本）について
　戸籍の全部事項証明（戸籍謄本）は、その戸籍に記載されている全員のかたについて記載されたもので、個人事項証明（戸籍抄本）は、その戸籍内に記載されている一部のかたについて記載されたものです。

4　本人確認資料について
　窓口にきたかたについて、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。

5　権限確認書類について
　窓口にきたかたが、請求者の代理人または使者である場合には、代理権限または使者の権限を証明する書類が必要です。成年被後見人等の登記事項証明書などは3ヶ月以内のものを御持参ください。

6　押印の要否について
　交付請求書には、窓口にきたかたの署名または記名押印が必要です。

7　罰則
　偽りその他不正な手段により交付を受けた者は、刑罰（30万円以下の罰金）が科されます。

外国人のかたが住民票に記載できる項目（必要な場合は☑をしてください）

□　国籍　　□　通称履歴　　□　在留資格・期間・満了日

□中長期在留者等である旨　　□　在留カードの番号

個人番号・住民票コードを記載した住民票の請求について

　個人番号には番号利用法第15条及び第19条において、提供の求めの制限や提供の制限等に係る規定が設けられています。
　また、住民票コードには、住民基本台帳法第30条の37及び第30条の38において、告知要求の制限、利用制限等に係る規定が設けられています。
　これらの規定に抵触することを防ぐために、個人番号及び住民票コードを記載した住民票の請求をされる場合、職員が聴聞を取ることがありますので、予めご了承ください。